みのかも健康の森管理棟改修設計委託業務に係る

公募型プロポーザル方式実施要領

美濃加茂市産業振興部農林課

みのかも健康の森管理棟改修設計委託業務に係る
公募型プロポーザル方式実施要領

みのかも健康の森管理棟改修設計委託業務公募型プロポーザル方式を以下のとおり実施する。

平成２９年９月１２日

美濃加茂市長　藤井　浩人

１　発注主管課　　産業振興部農林課

２　業　務　概　要

（１）業　務　名　みのかも健康の森管理棟改修設計委託業務

（２）業 務 場 所　みのかも健康の森　　美濃加茂市山之上町　地内

（３）履 行 期 間　平成２９年１１月１日～平成３０年３月２３日

（４）主 旨 ・ 目 的

美濃加茂市では、人の手が入らなくなり荒廃して野生動物の住処となった里山を計画的に整備し美しい里山風景を維持管理することで、里山の価値をもう一度見直し、里山資源を価値ある財産として未来永劫変わらぬ美しいふるさとの風景を残していくために「里山千年構想」を推進しています。「里山千年構想」では、「里山整備」「里山活用」「資源活用」の３つの柱で構成され、多くの人々が里山に関わりをもつ機会を作ることで、地域の手で里山を維持管理するという意識の向上や、自然と共に生きていることが実感できる空間、こども達に里山での体験を通して自然を愛しみ大切にする心を育て、自然をいつまでも大切に守ってくれるような大人に育っていくような教育の場を作り上げることを目指しています。

みのかも健康の森は、森林公園として整備され、美濃加茂インターチェンジにも近く都市圏からの訪問客や市内の里山へのアクセスも良く、「里山の拠点」そして「子育ての拠点」として位置づけたいと考えています。

そこで、みのかも健康の森管理棟改修について設計業務を委託するに当たり、拠点としての活用を最大限に発揮できるよう、みのかも健康の森利用者の増加を見込めるよう、柔軟かつ高度な発想をもって、設計の役割をはたす設計者を選定するためプロポーザルを実施するものです。

（５）業務内容

①　基本計画（基本設計を取りまとめるのに必要な計画業務）

・利用者意見、地域意見の聴取

・里山千年構想

② 管理棟改修設計　床面積：A=３４２．２５㎡

・便所改修設計

・販売所改修設計

・休憩所改修設計

・内装関連施設改修設計

＜コンセプト＞

◇乳幼児の子育て世代も利用しやすいような施設環境

◇管理棟～森の家動線計画

◇森の家の活用（木育スペース）

◇薪ストーブ付近の活用

◇地域活動との連携の場

◇健康の森園内との調和

③ 工事費の算出

④ 他機関協議資料作成

⑤ 打合せ協議

⑥ 報告書作成

（６）予定工事費上限　１７，０００千円　（消費税込）

３　参加資格要件

参加事業者は、次の要件を満たしていること。

（１）美濃加茂市プロポーザル方式等の実施要綱（平成２４年美濃加茂市訓令甲第５号）（以下「要綱」という。）第４条第１項各号に規定する者であること。

（２）美濃加茂市競争入札参加資格者名簿（以下「参加資格者名簿」という。）の建築コンサルタント（建築設計）に登録がある者であること。

（３）建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

４　参加事業者の制限

次のいずれかに該当する者は、参加事業者となることができない。

（１）業務委託において、他の地方公共団体から業務停止命令を受け、その日から３年を経過していないもの。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項の規定により、一般競争入札等への参加を制限されているもの。

（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７号）第２条第２号に掲げるもの及びそれらの利益となる活動を行うもの。

５　失格要件

参加表明書を提出してから受託者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格又は審査の対象より除外する。

（１）参加資格要件を満たさないこととなったとき
（２）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
（３）一つの参加事業者が複数の提案を行った場合
（４）提案書等の作成に当たり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき
（５）参加表明書又は提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
（６）参加事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
（７）会社更生法の適用申請等により、契約の履行が困難と認められる状態に至った場合
（８）審査の公平性に影響を与える行為があった場合
（９）著しく信義に反する行為があった場合

２　前項の場合、その理由を付して文書で通知するものとする

６　参加に関する留意事項

（１）参加事業者は、提案書の提出をもってこの実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
（２）参加に関して必要な費用は、参加事業者の負担とする。
（３）提案した内容は、実現を約束したものとみなす。
（４）参加事業者から実施要領に基づき提出される書類の著作権は、作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は、市に帰属する。採用・不採用に関わらず、市は本プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類等の内容を無償で使用できる。
（５）参加事業者から実施要領に基づき提出される書類は、提出期間に限り補正することができる。提出期間終了後は変更することができないものとし、また、その理由如何に関わらず提案書の返却はしない。
（６）市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め、また記載内容に関する聞き取り調査を行うことがある。
（７）本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、美濃加茂市情報公開条例に基づき、提案書を公開することがある。

７　スケジュール

プロポーザル公告	平成２９年９月１２日(火)　午前９時

質問の受付	平成２９年９月２５日(月)　午前９時から 平成２９年９月２７日(水)　午後５時まで
質問の回答	平成２９年９月２８日(木)
参加表明書の提出期限	平成２９年１０月６日(金)　午後３時　※１※２
提案書等の提出期間	平成２９年　９月２９日(金)　午前９時から 平成２９年１０月　６日(金)　午後３時まで
第１次審査（書類審査）	平成２９年１０月１３日(金) ※３
第２次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	平成２９年１０月１８日(水)
契約の締結	平成２９年１１月１日(水)

※１　参加資格要件等を確認の上、参加表明をすること。

※２　提案書等の提出は、参加表明書提出以降とすること。

※３　第１次審査は、応募者が５者を超えた場合のみ実施します。

８　参加表明書の提出

（１）提出書類　　様式第１号

（２）提出先　　産業振興部農林課

（３）参加資格の認定及び通知

　参加資格の認定は、平成２９年１０月６日（金）をもって行うものとし、その結果は、平成２９年１０月１０日（火）までに通知する。

（４）参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

　参加資格が認められなかった者は、平成２９年１０月１２日（木）までに書面により理由について説明を求めることができる。説明を求められたときは、平成２９年１０月１３日（金）までに書面により回答する。

９　説明会

本業務の説明会は実施しない。

１０　質問の受付・回答

（１）提出方法　参加事業者は、法人名、担当者名、担当者連絡先、及び質問内容を簡潔にまとめ、ファックス又はEメールで提出するものとし、送信時には必ず電話で受信の確認を行うものとする。電話での質問は受け付けない。

（２）提出先　　産業振興部農林課　（担当者：春見、山田）

TEL：0574-25-2111（内331）

FAX：0574-27-3863
Ｅメール：nousei@city.minokamo.lg.jp

（３）回答方法　質問は、まとめてＥメールにより全参加事業者へ回答する。なお、軽易な事項（実施要領や仕様書の記載内容の確認等）については、その都度個別に回答することがある。

１１　提案書等の提出

（１）提出書類　「プロポーザル等提案書（様式）」により提出すること。

（２）提出先　８（２）に同じ。

（３）提出部数　１２部（正本１部、副本１１部：A版、両面印刷、ホチキス止めとする。）ファイル綴じ込み等製本はしないこと。

（４）提出方法　持参に限る。（※質問書はファックス又はEメールで提出）

１２　審査委員会

プロポーザルの審査は、みのかも健康の森管理棟改修設計委託業務プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

１３　審査手順

（１）書類審査（第１次審査）

応募者が５者を超えた場合は、審査委員会で提案書を審査し、５者程度を選考し通知します。なお、審査は非公開とします。

※参加事業者が５事業者に満たない場合は、第１次審査を実施せず第２次審査へ移行する。

（２）プレゼンテーション及びヒアリング（第２次審査）

プレゼンテーション　２０分以内
ヒアリング　２０分以内

※パワーポイント等のパソコンを利用する場合は、各自ご持参ください。なお、審査の順番については提案書等の受付順とする。

（３）審査の結果

審査結果は、全参加事業者に文書で通知する。また、最終審査結果は、市のホームページ上でも公表する。

１４　審査基準

審査における評価項目及び配点は次のとおりとする。

※総合得点の概ね７０％を合格ラインとし、７０％未満は選考しない。

（１）企業評価

①業務の実績と体制・・・配点（１、２次審査２０点）

・応募者の能力（同種・類似業務についての実績、経験、受賞歴等。官民連携事業や、自治体のまちづくり、美濃加茂市の「里山千年構想」に精通しているか。）

・配置技術者（業務を遂行するにあたり、必要な資格と十分な実績のある技術者を配置しているか。）

（２）技術力評価

①設計方針・・・配点（１、２次審査５点）

・設計方針、背景、手続及び敷地条件の理解が高いか。

② 提案内容の的確性・・・配点（１、２次審査65点）

・業務実施方針の的確性、デザイン性、実現性、独創性（業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について、関係機関と連携し適した提案がなされているか。地域特性を活かした優れた提案がなされているか。利便性、デザイン性、実現性、独創性を考慮した設計手法の提案がなされているか。）

・建築コスト（コストパフォーマンスに優れた建築提案がなされているか。環境負荷の低減やライフサイクルコストの低減を考慮した提案がなされているか。）

（３）コスト評価

① コストパフォーマンス・・・配点（１、２次審査１０点）

・コストパフォーマンス（見積価格が上限額の範囲内であり、かつ提案内容と価格を比較した場合、本事業の目的達成への寄与度が優れているか。）

１５　業務価格の上限

「みのかも健康の森管理棟改修設計委託業務」にかかる概算業務価格の上限は下記のとおりとし、提案書で提出された金額をもとに、候補者から見積書を徴取して契約を締結する。

２，８７１，７２０円（消費税及び地方消費税を含む）

１６　契約の締結

審査により、候補者として決定した者と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、次点者と契約締結の交渉を行う。なお、契約書は、仕様書及び提案書に基づいて決定するものとし、当初仕様書に変更が生じる可能性があることから柔軟に対応すること。

１７　その他

参考資料は、以下の資料とする。

・里山千年構想

・里山千年基本計画

上記資料については、美濃加茂市ホームページ上で閲覧してください。

・みのかも健康の森管理棟図面

上記資料については、必要に応じて美濃加茂市農林課窓口にてお渡しいたしますので、事前にご連絡の上、来庁してください。